

飯山市過疎地域持続的発展計画(案)概要版

【本計画の策定趣旨】

長野県が定めた「過疎地域持続的発展方針」に基づき、過疎地域の振興のための目標や対策を示すとともに、目標達成に向けた事業の円滑的な実施を図るため、市町村においては、「過疎地域持続的発展市町村計画」を策定することとされています。当市においても本計画を策定し、持続的な発展を目指すため、地域の活性化に向けた取り組みを推進します。

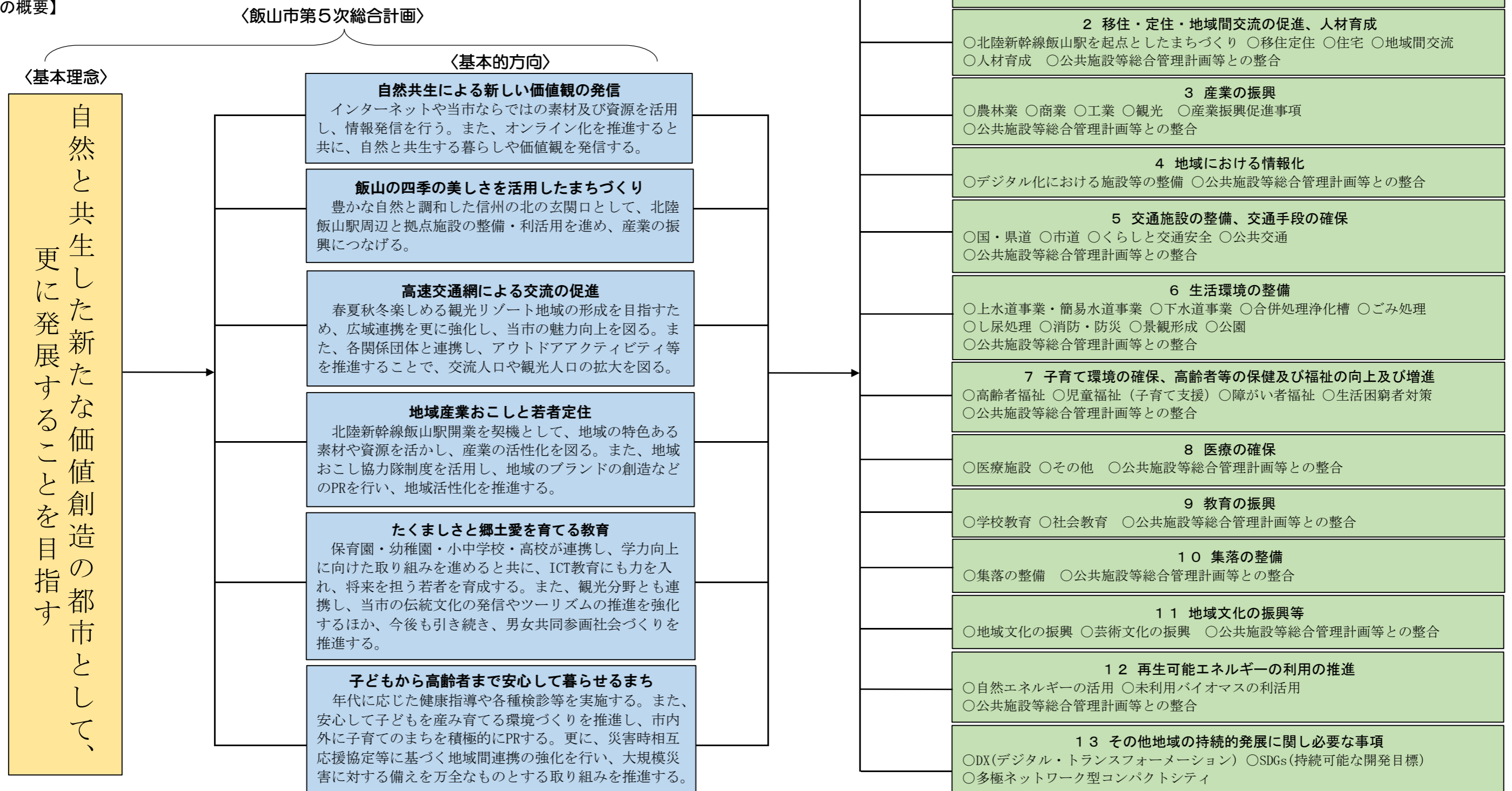
【これまでの計画からの主な変更点】

- ・これまでの項目に加えて、新たに「人材確保・育成」、「情報通信技術の活用」、「再生エネルギーの利用推進」の項目が追加となりました。（新過疎法第4条）
- ・各項目に、「公共施設等総合管理計画」との整合が追加となりました。（新過疎法第8条第6項）
- ・各項目に、目標の設定が追加となりました。（新過疎法第8条第2項第2号）
- ・産業の振興の項目に、「産業振興促進事項」が追加となりました。（新過疎法第8条第4項）

【本計画の期間】

令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

【本計画の概要】



【事業計画(令和3年度から令和7年度)※ハード事業については黒字、ソフト事業については赤字としている。】

1 基本的な事項

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

①	若者住宅整備事業
②	飯山市移住定住促進住宅整備事業
③	市営住宅整備事業
④	住宅耐震対策事業
⑤	住宅屋根克雪化事業
⑥	移住・定住推進事業
⑦	さわやか婚活応援事業
⑧	定住支援事業
⑨	移住支援事業
⑩	結婚新生活支援事業
⑪	飯山市企業誘致・移住支援事業

3 産業の振興

①	起業支援ネットワーク推進事業
②	道の駅拡張整備事業
③	桜広場交流施設拡張整備事業
④	まち並整備事業
⑤	都市公園等施設整備事業
⑥	観光施設整備事業
⑦	都市計画環境整備事業
⑧	かわまちづくり事業
⑨	自転車活用推進事業
⑩	協働のもりづくり事業

4 地域における情報化

①	CATV整備事業
---	----------

5 交通施設の整備、交通手段の確保

①	市道舗装修繕事業
②	交付金道路新設・改良事業
③	市道改良事業
④	橋りょう整備事業
⑤	除雪機械整備事業
⑥	市道舗装修繕事業

6 生活環境の整備

①	下水道施設（雨水）耐水化事業
②	下水道施設（汚水）耐水化事業
③	市単公共下水道事業（飯山市）
④	公共下水道ストックマネジメント事業
⑤	公共下水道耐震化事業
⑥	公共下水道市街地雨水排水対策事業
⑦	城山雨水排水ポンプ場整備事業
⑧	農業集落排水公共編入事業
⑨	農業集落排水特環編入事業
⑩	特環ストックマネジメント事業
⑪	エコパーク寒川基幹的設備改良事業（飯山市負担分）
⑫	岳北広域負担金（消防費）
⑬	消防防災施設整備事業
⑭	防災・減災対策事業
⑮	防災対策整備事業
⑯	流域治水対策推進事業

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

①	北部児童センター（仮称）
②	医療給付事業

8 医療の確保

①	無医地区出張診療所事業
②	地域中核医療機関支援事業
③	地域中核医療機関支援事業（医療機器支援）

9 教育の振興

①	新たな小学校づくり事業
②	小学校施設リニューアル整備事業
③	中学校施設整備事業
④	スクールバス整備事業
⑤	体育施設整備事業
⑥	第82回国民スポーツ大会（カヌー（スプリント）競技・スキー競技）開催事業
⑦	図書館環境整備事業
⑧	学力向上総合対策事業
⑨	ジュニアスポーツ振興事業
⑩	小中学校ICT教育推進事業

10 集落の整備

①	持続可能な集落活動事業
②	輝く地域づくり支援事業

11 地域文化の振興等

①	飯山城址整備事業
---	----------

12 再生可能エネルギーの利用の推進

①	自然エネルギー活用事業
②	生活排水系汚泥・未利用バイオマス利活用事業

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

①	飯山市DX推進事業
---	-----------